第1回高校生の冬山・春山登山における安全確保指針検討委員会における主な意見

■ 検討委員会での意見 ◇ 追加意見・補足意見

【 検討の対象とする活動 】

冬から春にかけて、主に雪上で実施する高校生の登山部等による活動(登山、講習会等)

【主な意見】

1 高校生期における冬山・春山での活動の目的やねらいについて

(A.目的)

- ■高校山岳部として、年間を通した登山全体の活動の目的やねらいを明らかにしてから、冬山・春山の活動の目的やねらいを検討する。(年間を通した自然教育)
- ■高校生活における山岳部の目標は「夏山縦走」「夏山合宿」。そのための安全教育。
- ■自立した登山者の育成 → 自分で考え、判断できる力を養う。
- ■新学習指導要領でも、これからの教育は「自分で課題を見つけて取り組む」生徒の育成が求められており、冬山・春山登山においても重要な共通点がある。
- ■東日本大震災以来、特に自然教育の必要性が唱えられている。自然環境に恵まれた本県として、 自然と向き合える子どもたちの育成をリードする県でありたい。山岳部・登山部での活動の意義 はそこにもある。
- ■登山そのものを通じ大自然と触れ合い、そこから何を汲み取るかが大切。
- ■自然への触れ合い方、驚異への向き合い方が忘れ去られている。若者に自然に触れ合う機会を 多くもって欲しい。 → 山の日制定の一つのねらいでもある。

どのような環境を整え、どのような教育をしていく必要があるかを考えていく場でありたい。

- ■登山とは自然環境に身を委ねることであり登頂のみが目的ではない。
- ■県内山岳部の冬期の活動は少ない(10 校程度)。山岳県として、もっと冬の活動があってもよいのではないか。そのためには顧問の力量を上げる必要がある。
- ■顧問の一方的な指導ではなく、生徒自身が活動の目的を示し、それに応じて指導をすることが本筋。
- ◇学校教育活動の範囲なので、学校現場の顧問や高体連登山部で考えるとよい。各校間で「活動の 目的」に大きな違いが出ないようにしたい。
- ◇健全な山岳スポーツとすることを目的としたい。

(B. 実施形態·範囲)

- ■登頂を第一目的とせず安全が確保されたスキー場等での訓練ならば十分活動できる。
- ◇山域・標高や個別のルートでの可否は設定できない。積雪状況や天候により困難度や危険性も 日々変化する。規定を設けるとすれば、以前から言われている「登頂を主目的としない」という ことになる。○○岳に登るという目的だと、無理な行動をしてしまうこともある。当然、条件が よければ頂上に行くということはある。

(C. 時期·場所)

- ■活動範囲は一律に制限できるものではない。
- ■無線機・携帯電話が使用できる範囲での活動。
- ■場所を基準に考えると、顧問の力量との誤差が生じる。(力量が伴わない場合は事故が発生し、 また活動可能な場所で活動できない場合も生じる。)
- ■時期や場所は顧問の力量の範囲内。(顧問が生徒の活動に適切な制限をかけられる範囲)
- ◇冬山・春山へ高校生がチャレンジできる場所について、安全な候補地を情報提供したらどうか。 また、その際に経験のある(力量のある)方へ指導、助言、および当日の支援を要請できるシステム作りはできないだろうか。
- ◇活動の範囲は通年で考える。時期は学業との関連で限定されてくるのではないか。場所は顧問が決めた後、専門家に相談する流れでよいのでは。

2 事前に準備すべき事項について

(A. 登山計画の作成)

- ■登山計画書は当然作成するもの。中信高校安全登山研究会のように自主的に第三者がチェックできるような仕組みを作りたい。
 - ※4地区ごとに。
 - ※山岳総合センターから指導者を招き助言していただけるような研修。
 - ※他校顧問から指摘を受けることで気付くこともある。
- ◇中信高校安全登山研究会のような、高校現場で登山計画書について意見を出し合う場が作れるとよい。
- ◇高体連登山専門部の中に登山計画書の「審査部」を作るという考えもある。
- ◇山岳総合センターは登山計画書の作成方法やポイントについて講習を行うことはできるが、各校の登山計画そのものに意見を述べるのは、高体連登山専門部に所属する職員がよい。
- ◇高体連登山専門部は、夏合宿などの大きな山行について各校の活動状況をつかんでおくとよい。 ※全県単位または4地区ごとに。
- ◇どの登山計画においても、事前の計画検討は必要だと思う。4地区の専門委員長と専門委員、計画のある顧問が集まっての検討会が設置できればよいと思う。そして、第三者のチェックとして山岳総合センターからも検討会に参加して欲しい。
 - ※大町市から東信や南信の検討会に出席いただくということは可能か。

- ※距離や時間、旅費の問題等様々なことが課題となるように思う。
- ※検討会は直接顔を突き合わせて行うべきと考えるが、センターからの出席が確実ではないとなれば、センターへメール添付で計画をあげ、センターの会議において意見・質問・助言等していただくようなことはできないかと考える。
- ※専門委員長・専門委員、計画を発表する顧問の旅費等の問題もある。そのためにも、検討会を 開催するときは、その位置付けを明確にする必要があるのではないか。

(B. 装備品)

- ■必要な装備品は活動する場所により差異がある。計画の段階で確実なチェックが必要。
- ■救急セットはチェックリストに入っていて装備されているものの、その中身についての確認が必要。(自身が確実に使用できるか確認が必要。)救急セットの中身について、具体名をチェックリストに記載する必要がある。
- ■装備品は揃っているが使用法の理解不足が見受けられる。(アイゼン、ビーコン等)
- ■ビーコンは高価(5~6万円)であり各校での購入は難しい。また、山岳総合センターから借用できるが、数量が限られており新規購入が必要。
- ◇ビーコンは学校単位での準備品でなくとも、県で数台保持し貸出しできるシステム作りが必要ではないだろうか。
- ◇ビーコンについては、山岳総合センターで台数を増やしたり、最新の機種に更新したりしているが、値段が高いためなかなか進まない。何らかの資金援助があれば、もっと増やして、貸出体制を今よりも充実させることが可能である。
- ◇ビーコンが必要ということは多くの場合、プローブ、スコップも必要ということになる。各校クラブや高体連で購入ということは難しいと思う。このような装備が必要か否かを含めて計画検討会でチェックできればよいと思う。

(C. 事故発生時のフローチャート)

関連意見なし

(D. 生徒への事前研修)

- ■高校生の段階から、山岳認定医が関わって知識を広げることがより良い安全登山につながる。
- ■救急セットの使用法について、事前研修が必要である。

3 活動当日の留意事項について

(A. 活動時)

■参加者の体調の把握(体調不良の場合は参加させない 等)

(B. 危機管理)

- ■荒天対策
- ■気象情報の把握(天気図の読取 等)(顧問の力量にも関係する)
- ■前例を踏襲するだけで、当たり前のことを慎重に行わない等の慣れが一番危険。

- ■登山者が、事前にどんな知識を持っていて、現場でどう対応するかが今後の安全につながる。
- ◇活動当日の連絡体制について、引率顧問と留守本部は全員が常に参加生徒の緊急連絡先を携帯 し、緊急時には連絡を取り合える体制を作っておくこと。連絡用通信機器については、無線機の ほか、携帯電話(又はスマートフォン)を顧問が携帯しておくことが必要である。
- ◇荒天対策やエスケープルートは計画時に必ず記載するもの。検討会で確認が必要だと考える。

(C. 総括と振り返り)

■事後の活動総括(振り返り)が必要。総括した内容を指導者が共有していく。

4 指導者(引率者)の育成について

(A. 研修)

- ■「山行」とは考える現場である。また、学校とは異なる教育現場である。講習会を通じ顧問として考える力を身に付けさせたい。
- ■年間を通した医学知識を得てもらいたい。
- ◇判断力について

登山のリスクマネジメントでは、適切な判断ができることが重要である。 顧問がその力を付ける ための研修の場を確保することが重要である。

- ◇顧問研修の場の確保について(様々な観点から考えられること)
 - ※高体連登山部が顧問研修会を企画する。講師は経験ある山岳部顧問が行う。
 - ※山岳総合センターが今年度行ったような顧問研修会を実施する。
 - ※山岳総合センターが県内4地区に講師を派遣して出前講座を行う。
 - ※山岳総合センターが行っている一般登山者向けの安全登山講座に、山岳部の顧問が参加しやすい体制作りを進める。(危機管理の講座に限らず、高山植物などの自然学講座も含めて幅広い力を付ける。)
 - ※参加しやすい体制の例として
 - ①講座への参加は出張扱いとする。
 - ②参加費用の一部を公費から出す。
 - ③講座への参加を義務化する。 など

(B. 資格条件)

- ■顧問の力量が生徒の活動に直結している。
 - ・「顧問の力量」の定義づけが必要。何をもって力量のある顧問とするかを整理し、広く学校現場に知らせていく必要がある。(義務研修受講の有無により力量を判断する等)
 - ・公認資格としては、日体協公認指導者資格があるが保有者は少ない。
- ■山岳ガイドのように講習参加を義務化した方が、研修に参加しやすいのではないか。(補足:山岳ガイド対象の年2回の講習内容は顧問対象にもなり得る。)
- ◇日体協の山岳指導員制度を活用したい。
- ◇無積雪期と積雪期を問わず、顧問はリスクマネジメントの第一歩として、自らが生徒を指導し

て登山をすることができる対象の山・ルートや時期などを把握しておく必要がある。 ※顧問自らが、自分自身の指導できる範囲を自覚しておく。

◇登山活動中は顧問の技術力や判断力が問われる。積雪期の活動許可条件として、山岳総合センターの講習を受けていることや、日体協の指導員資格を持っていることは必要と考えるが、それを顧問に求めるには難しい面もある。校務分掌上割り当てられた先生は冬山での活動は行いたくない方も少なくないと思われる。しかし、これでは生徒が冬山での活動を求めていたときに活動できない。そこで、顧問が資格を持っていなくても外部指導者や外部引率者をお願いできないかと思う。その方がセンターの講習会を受講している、日体協の指導員資格を持っている、ガイドである等の条件を満たしていれば活動可能とできないか。

(C. 仕組み)

- ■義務研修とするならば、制度化する必要がある。
- ■顧問育成システムを制度化したい。
- ■強制力を持たせ、安全性をよりシビアに担保するためには、研修参加が生徒引率の可否にリンクするような仕組みを考えてもよいのではないか。
- ■「山岳総合センター」での研修も「総合教育センター」での研修と同様に、すべての研修講座 が学校出張扱いならば参加しやすいのではないか。また、「山岳総合センター」が行う顧問研修 に加えて、山岳に係る多岐にわたる講座を受講させたい。
- ■「顧問向け義務研修扱い」の研修であれば顧問も参加しやすいのではないか。

5 その他

- ■教育現場において、何かあったら禁止するようでは全く効果がない教育。事故を起こさないためにはどうすればよいか教えるのが教育現場。
- ■日本における登山の位置付けは確立されていない。
- ■どんな山にでも危険がはらんでいることの認識不足。
- ■高校生の登山は家族の理解がないと成り立たない。
- ■何をもって「冬山経験者」と認めるのか。基準とは?非常に曖昧である。指導者の育成システムの構築が必要。
- ◇山岳部での活動もスポーツとして捉え、キビキビした行動になるような体制にするとよい。
- ◇登山の位置付けは現状では、趣味的なものが優先されている。山の日が制定されたことを契機 に、スポーツであることを文部科学省あたりが発信し、指導者の育成システムは日体協の山岳 指導員研修を受講することを勧めてほしい。